

リスクアセスメント導入宣言書

平成 年 月 日

沼津労働基準監督署長 殿

事業場の名称

代表者職氏名

⑨

労働災害を防止し、安全で快適な職場環境を創造するためには、職場における危険性又は有害性等を適切に調査し、その結果に基づきリスク低減対策を講じることが重要であることを深く認識し、ここに、リスクアセスメントを導入し、労使が一致協力して、危険ゼロの実現に向け一層の安全衛生管理活動を推進することを宣言します。

1. 事業場の概要

名 称

所 在 地

労働者数

事業の概要

2. リスクアセスメント等導入計画 (下記の各項目の該当するものの□に^レ点をつけてください。)

- * 今後1年間で、少なくとも特に危険、有害な設備、作業のうちの1つについて、リスクアセスメント等を実施する計画を策定してください。

(1) 経営首脳による導入宣言

 平成 年 月 (上旬 中旬 下旬) までに宣言する。 宣言済 (平成 年 月 日)

(2) 安全衛生委員会等における導入計画策定方針の検討

 平成 年 月 (上旬 中旬 下旬) までに検討する。 検討済 (平成 年 月 日)

(3) 対象設備・作業の選定

 平成 年 月 (上旬 中旬 下旬) までに決定する。 決定済 ()

- * () 内には、対象とした設備、作業を記載してください。

(4) 推進体制の決定

 平成 年 月 (上旬 中旬 下旬) までに決定する。 決定済 (責任者 実施者 、 人)

- * () 内には、責任者の職名、実施者の職名 (課長、職長、作業員等) 及び実施者の人数を記載してください。

(5)収集する情報の種類の決定

- 平成 年 月 (上旬 中旬 下旬)までに入手する情報の種類等を決定する。
- 決定済(作業手順書、ヒヤリハット事例、災害事例、)
- * ()内に掲げた例で採用するものに○を付し、その他に収集する情報を余白に記載してください。

(6)決定した情報の収集

- 平成 年 月 (上旬 中旬 下旬)までに収集する。
- 収集済(作業手順書、ヒヤリハット事例、災害事例、)
- * ()内に掲げた例で採用したものに○を付し、その他に収集した情報を余白に記載してください。

(7)リスクの見積方法及び優先度の決定

- 平成 年 月 (上旬 中旬 下旬)までに決定する。
- 決定済(マトリックス法、数値化法、枝分れ法、その他)
- * ()内に掲げた例で採用したものに○を付し、その他の場合はその方法を余白に記載してください。

(8)リスクアセスメント記録様式の決定

- 平成 年 月 (上旬 中旬 下旬)までに決定する。
- 決定済

(9)安全衛生委員会等における導入計画の審議

- 平成 年 月 (上旬 中旬 下旬)までに審議する。
- 審議済 (平成 年 月 日)

(10)危険性等の特定、リスクの見積り、リスク低減対策の検討の実施

- 平成 年 月 (上旬 中旬 下旬)までに実施する。
- 実施済(平成 年 月 日)

(11)リスクアセスメントの結果に基づき講じる措置の決定

- 平成 年 月 (上旬 中旬 下旬)までに決定する。
- 検討済
- 実施済

(12)その他

この計画に関する問合せ先

担当者職氏名

連絡先 Tel () FAX ()

【提出先】

沼津労働基準協会

〒410-0831 沼津市市場町7番4号

Tel055-933-4988 FAX 055-933-4990

安全文化の創造／労働災害ゼロへの限りなき挑戦

リスクアセスメント導入計画の作成に当たっての留意事項

* 導入計画は、長くても1年以内に完了するように策定してください。

2. (1) 経営首脳による導入宣言

リスクアセスメント等を導入するには、経営首脳が労働安全衛生管理方針を明確に示し、事業場としてリスクアセスメントの手法を導入することを明らかにし、事業場全体で取り組むことが重要です。

2. (2)・(9) 安全衛生委員会等における検討、審議

リスクアセスメント等は、事業場として取り組むものですから、その導入計画の策定方針や計画案については、安全衛生委員会やこれに替わる事業場の統括管理を行う者やそれに順ずる者と関係労働者が出席する会議等において検討、審議することが重要です。

2. (3) 対象設備・作業の選定

この計画は、リスクアセスメントの手法を用いて危険性等の特定、評価、対策の検討等を実行してみるためのものなので、事業場において危険性、有害性が高い設備・作業の一つを選定してください。勿論二つ以上でも構いませんが、実行可能な計画としてください。

2. (4) 推進体制の決定

(3)で選定した設備・作業を担当する職長、組長、班長等のほか、作業内容等を詳しく把握している労働者も参加させるようにしてください。

今後の展開を考慮し、他の部署の職長等の参加も配慮してください。

また、事業場の安全衛生管理を担当する者を責任者に指名し、計画に従って取組みを進めるよう指導してください。

2. (5)・(6) 情報の収集等

(3)で選定した対象について危険性等の特定、リスクの見積り等を行うために必要な情報として何があるか検討し、それらの情報を収集してください。

2. (7)・(8) リスクの見積方法の決定、記録様式の決定等

危険性等の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討までは、一連の流れで実施されますので、予めリスクをどのように見積もるのか、それらの結果をどのように記録するのか等を定め、実施者に対し必要な教育を行ってください。

2. (10) 危険性等の特定、リスクの見積り、リスク低減対策の検討の実施

リスク低減対策の検討に際しては、法令に定められたことは必ず実施するとともに、次に掲げる優先順位で低減措置内容を検討してください。

- i 危険・有害な作業・設備の廃止、変更
- ii インターロック、安全装置、局所排気装置等の設置等の工学的対策
- iii マニュアルの整備等の管理的対策
- iv 個人用保護具の使用

2. (11) リスクアセスメントの結果に基づき講じる措置の決定

職長等が中心となってリスクの低減対策を検討しますが、その結果に基づき実際に講じる措置の決定は安全衛生委員会等で審議し、決定することになります。

構ずる措置を決定したならば、それを実施する時期も明確にしてください。